

地方分権のための三位一体改革 に関する緊急提言

平成17年11月

福井県自治体代表者会議

地方分権のための三位一体改革に関する緊急提言

昨年8月、地方六団体は、政府からの要請を受けて、多くの議論の末に、約3.2兆円の国庫補助負担金改革案を提出したが、その結果、税源移譲に結びついたものは、暫定措置である義務教育費を除けば、地方案の1割にも満たない。約3兆円の税源移譲のうち約8割が決定されたというが、義務教育費の暫定措置、地方案で除外した国民健康保険や過去の改革分を含めており、地方案はほとんど実現されていない。

こうした中、地方六団体は、昨年に引き続き政府からの要請を受け、7月に「国庫補助負担金等に関する改革案(第2次案)」を改めて提出したが、これまでの各省の対応は地方案に応えるものになっていない。

さらに、義務教育費国庫負担金に関する中央教育審議会答申では、地方の意見を無視し、昨年の政府・与党合意にも反して負担金制度の堅持が明記されており残念である。

また、政府内で、歳出カットにより地方一般財源を4.3兆円削減するという国の財政再建のみを優先した提案がなされている。これは地方の警察費と消防費の合計にほぼ相当し、住民生活を支える地方行政の役割を考慮しておらず、容認できないものである。

国においては、約3兆円の税源移譲を地方案に沿った形で確実に実現し、さらに、第2期改革を含め真の地方分権改革が進められるよう、下記の事項の実現を強く求める。

記

1 税制の改革について

- (1) 所得税から個人住民税へ概ね3兆円の税源移譲を確実に実施すること。また、税源移譲の前後で、所得税と個人住民税を合わせた個々の納税者の負担の均衡がとれるよう適切な措置を講じること。
- (2) 第2期改革は、国税と地方税の配分を1:1にし、国と地方のあるべき税制度を構築するために行うこととし、そのための道筋を明らかにすること。
- (3) 税源移譲を進める際には、個人住民税所得割の一部を客観的な指標で各団体に帰属させる「共同所得割」とするなど、地方分権時代にふさわしい税制の導入を進めること。

2 国庫補助負担金の改革について

- (1) 第1期改革のうち未決定の部分については、「国庫補助負担金等に関する改革案（第2次案）」に沿って行うとともに、義務教育費国庫負担金は暫定措置を廃止し、中学校分について税源移譲すること。
- (2) 生活保護費等の負担率の引下げや国庫補助金等のスリム化は、単なる地方への負担転嫁であるため行わないこと。
- (3) 国庫補助金等の交付金化は、国・地方の行政改革につながらないことから、あくまで国庫補助金等を廃止して税源移譲を行うこと。

3 地方交付税の改革について

- (1) 地方交付税の財源調整機能および財源保障機能を引き続き堅持することを明確にし、地方交付税を削減することなく、平成18年度はもとより19年度以降についても必要額を全て確保すること。
- (2) 財政力の弱い地方団体に対しては、交付税機能の強化など適切な対応を図ること。
- (3) 地方財政計画と決算の乖離については、住民の行政ニーズに的確に対応していけるよう、投資的経費と一般行政経費との同時一体的な規模是正を図ること。

4 地方分権改革の進め方について

「国と地方の協議の場」を今後定期的に開催し、これを制度化すること。

平成17年11月1日

福井県自治体代表者会議

福井県知事	西川 一誠
福井県議会議長	松崎 晃治
福井県市長会会長	酒井 哲夫
福井県市議会議長会会長	木村 市助
福井県町村会会長	今井 理一
福井県町村議会議長会会長	寺下 貢

(参考)

～ 地方分権時代にふさわしい税制の提案 ～

個人住民税に『共同所得割』を導入

- ◎個別団体間の税収格差拡大を根本的に解消
- ◎地方交付税への負荷を軽減
- ◎国庫補助負担金廃止への不安の解消
- ◎「ふるさと納税」導入の実現

〔課題〕

- 税源移譲により団体間の税収格差が拡大し、交付税による解消には限界がある。
- 国庫補助負担金廃止額の確実な財源確保に不安を感じる団体がある。
- 個人住民税所得割の税収は住所地に全額帰属するが、この考え方には、生涯で受ける行政サービスと税負担のあり方において不合理な部分がある。

〔提案の概要〕

- 税源移譲される個人住民税所得割（約3兆円）をもとに、『共同所得割』を創設し、客観的な指標で税収を各団体に帰属させることで、団体間の税収格差拡大を根本的に解消し、併せて地方交付税への負荷を軽減する。
- 『共同所得割』の創設に当たっては、個人住民税の性格を踏まえ、個人個人のライフサイクルに着目し、生涯を通じた受益と負担の衡平の観点を税収の帰属に折り込むこととする。

〔提案の具体例〕

- 例えば、義務教育費国庫負担金の廃止に対応して、教員数や児童・生徒数により『共同所得割（地方教育税）』の税収を帰属させる。（別紙参照）
- 個人の所得には、過去に受けた義務教育によりもたらされている部分があることから、個人住民税所得割の一定割合は、義務教育を提供した地域に帰属させるべきである。
 - 『共同所得割』は、こうしたライフサイクルを考慮した税収帰属方式であり、個人住民税の納税者意識にも合うものと言える。つまり、制度として組み込まれた「ふるさと納税」とも言える。
 - 地方消費税と同様にIT技術等を活用すれば配分にかかるコストはほとんど発生しない。

(別紙)

『共同所得割』導入効果

例：税源移譲される個人住民税（3兆円）をすべて都道府県分とした上で
義務教育費国庫負担金分（3兆円）を都道府県の教員数で配分した場合

億円

